

特別養護老人ホーム アイリス花巻

(ユニット型)

《当施設が提供するサービスと利用料金》

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、下記があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き7割から9割が介護保険から給付されます。(給付される額は介護保険負担割合証に依ります。)

<サービスの内容>

① 食事

- ・管理栄養士の管理のもと、適時、適温、季節感の味わえる食事を提供します。
また行事食、バイキング食、選択食も実施しております。
- ・原則として各ユニットのリビングにておとりいただきます。
- ・食べられないもの、アレルギー等ある方は、事前にご相談下さい。
(食事提供開始時間) 朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

② 介護

- ・施設サービス計画に沿って、着替え、排泄介助、おむつ交換、食事、入浴、移乗、施設内移動の付き添い、体位変換、シーツ交換、口腔清潔、爪切り、ひげ剃り等の日常生活のお世話をを行います。

③ 入浴

- ・一般浴槽または特殊浴槽、リフト浴を準備し、週に最低2回以上の入浴を実施します。ただし、健康状態によって、清拭となる場合もございます。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員による専門的な機能訓練や日常の生活を通しての生活リハビリを実施します。

⑤ 生活相談

- ・精神的ケアも含め介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥健康管理

- ・定期的に体温、血圧、脈、体重の測定とともに、年1回の健康診断を行います。
- ・感染症に対し、予防接種の実施や環境整備にも努めています。

⑦趣味活動

- ・クラブ活動（書道クラブ、絵手紙クラブ、音楽教室）に自由に参加いただけます。

⑧レクリエーション・行事

- ・生きがい、楽しみ、季節感を味わうことを目的にレクリエーション、行事を開催します。

[年間主要行事の予定]

4月	誕生会、開設記念、お花見
5月	誕生会、母の日
6月	誕生会、父の日、あじさい祭
7月	誕生会、七夕祭り
8月	誕生会、盆法要、盆踊り大会
9月	誕生会、敬老祭、彼岸法要
10月	誕生会、運動会
11月	誕生会
12月	誕生会、クリスマス会、忘年会、もちつき大会
1月	誕生会、新年会、小正月
2月	誕生会、節分
3月	誕生会、ひな祭り、彼岸法要

<サービス利用料金>

介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスである時は介護保険法による告示上の額として設定します。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額（7割、8割又は9割）を除いた金額（※自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。なお、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

※自己負担額は、1割、2割又は3割となり市役所等より発行される介護保険負担割合証によって決定されます。

ユニット型個室の場合（全て 30 日で計算）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	296,290 円	319,540 円	344,850 円	367,760 円	390,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	266,661 円	287,586 円	310,365 円	330,984 円	351,306 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	29,629 円	31,954 円	34,485 円	36,776 円	39,034 円
4. 居室に係る自己負担額	2,006 円（1 日あたり）×30 日＝60,180 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円（1 日あたり）×30 日＝43,350 円				
1 ヶ月の自己負担額合計（3＋4＋5） ※30 日で計算	133,159 円	135,484 円	138,015 円	140,306 円	142,564 円

ユニット型個室で 2 割負担の場合（全て 30 日で計算）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	296,290 円	319,540 円	344,850 円	367,760 円	390,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	237,032 円	255,632 円	275,880 円	294,208 円	312,272 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	59,258 円	63,908 円	68,970 円	73,552 円	78,068 円
4. 居室に係る自己負担額	2,006 円（1 日あたり）×30 日＝60,180 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円（1 日あたり）×30 日＝43,350 円				
1 ヶ月の自己負担額合計（3＋4＋5） ※30 日で計算	162,788 円	167,438 円	172,500 円	177,082 円	181,598 円

ユニット型個室で 3 割負担の場合（全て 30 日で計算）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	296,290 円	319,540 円	344,850 円	367,760 円	390,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	207,403 円	223,678 円	241,395 円	257,432 円	273,238 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	88,887 円	95,862 円	103,455 円	110,328 円	117,102 円
4. 居室に係る自己負担額	2,006 円（1 日あたり）×30 日＝60,180 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円（1 日あたり）×30 日＝43,350 円				
1 ヶ月の自己負担額合計（3＋4＋5） ※30 日で計算	192,417 円	199,392 円	206,985 円	213,858 円	220,632 円

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している額とします。
- ☆自己負担額が高額になり、決められた限度額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。
- ☆利用者が、短期入院又は外泊をされた場合に、お支払いいただく1日あたりの利用料金は次のとおりです。

	ユニット個室
1. サービス利用料金	4,466 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,722～2,214 円
3. 自己負担額（1－2）	2,252～2,744 円

※介護保険からの給付額及び自己負担額は負担割合によって変動します。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

[単位：円]（月額概数）

対象者		区分	居住費 (居住の種類により異なります)	食費
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	24,600	9,000
世帯全員 が市町村 民税非課 税の方	高齢福祉年金受給者	利用者負担 段階 2	24,600	11,700
	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税であって、※年金収入等が 80 万円以下且つ預貯金が単身で 650 万円、夫婦で 1650 万円未満の方	利用者負担 段階 3 ①	39,300	19,500
	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税であって、※年金収入等が 80 万円超 120 万円以下且つ預貯金が単身で 550 万、夫婦で 1550 万円未満の方	利用者負担 段階 3 ②	39,300	40,800
	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税であって、※年金収入等が 120 万超で預貯金が単身で 500 万、夫婦で 1500 万円未満の方	利用者負担 段階 4	60,180	43,350
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が住民税課税となっている方または 配偶者が住民税課税となっている方または本人が属する世帯の中に住民税課税者がいる方 ・ 本人の預貯金等が一定額を超える方 				

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

◇負担限度額認定を受けている方の負担額について

(月額概数)

利用者負担 段階	ユニット個室
第1段階	72,634 円/月
	1割自己負担：39,034 円
	食費： 9,000 円
	居住費： 24,600 円
第2段階	75,334 円/月
	1割自己負担：39,034 円
	食費： 11,700 円
	居住費： 24,600 円
第3段階	①97,834 円/月 ②119,134 円/月
	1割自己負担：39,034 円
	食費：①19,500 円 ②40,800 円
	居住費： 39,300 円
第4段階	利用者負担軽減の対象になりません。 4～5ページの料金表の金額になります。

☆1割自己負担は要介護5の料金を記載しております。

(2)(1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの内容と利用料金>

①特別食

利用者が特別な食事を希望する場合、特別食の提供を行います。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

理髪および美容については、利用者の希望により施設の職員が行う場合と業者が行う場合があります。

利用料金：施設職員が行う場合無料、業者が行う場合実費

③預り金出納管理

利用者および身元引受人の希望により、預り金等の管理、諸費用の支払いを代行いたします。(別途「預り金管理代行契約」の締結が必要となります)

利用料金：1か月当たり 1,000 円

④健康管理費

施設の利用者に対して行われる歯科検診、健康診断、インフルエンザ等の予防接種、又、医療面で要する専用の物品の購入については、実費をご負担いただきます。

⑤特別の教養娯楽、レクリエーションおよび行事

通常の施設行事は無料でご参加いただくことが出来ますが、利用者が希望する教養娯楽、レクリエーションおよび行事の活動に必要な材料費等については実費をご負担いただきます。

利用料金：材料代等の実費

⑥複写物の交付

利用者および身元引受人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例) ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き等

⑧居室への電化製品の持込みがあった場合

電化製品等を、居室内に持ち込む場合は電気代が実費負担となります。

*テレビ、CDラジカセ、ビデオデッキ、パソコン等（これ以外の物に関しては施設内でご相談させていただきます）の持ち込み

利用料金：1ヶ月当たり 1点につき 1,000円

*ドライヤー、電気毛布等の持ち込み

利用料金：1ヶ月当たり 1点につき 500円

⑨洗濯代は利用料金に含まれていますが、クリーニングが必要な物に関しては実費負担とさせていただきます。

⑩家具の持込に関しては相談となります。

⑪利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等の居室料。

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

*4・5ページの料金表通りの料金を日数分、負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 施設窓口での現金支払	イ. 指定口座への振り込み
---------------	---------------